

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、西山池地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西山池地区）を行うことについて平成21年10月19日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成21年11月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成21年10月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀